募集期間：令和６年１２月２６日（木）から令和７年１月２４日（金）まで

第３次尾張旭市男女共同参画プラン（案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

1.　意見の提出状況
　１名（９件）
2.　意見及び市の考え方
　提出された意見に対する市の考え方は、以下のとおりです。

No.	項目	御意見等	市の考え方
1	全体的な表記	表紙にもある、元号表記を全体的に見直すこと。表紙には、（令和7年度～令和13年度）、令和●年●月、などと元号表記が前に出ているが、P2の表中で紹介があるように、国や県、そして上位計画である尾張旭市の総合計画も計画の名称には、西暦を用いて表現する傾向が強くなっていることから、元号表記については、本文も含めて見直しを図るべきだと考える。 P3にある表中の年度表記も、2025年度（令和7年）、などとするほうが良いと思う。	御意見を踏まえ、表紙上部の年度表記など、和暦及び西暦が併記されていない箇所を修正します。
2	第１章　計画の策定に当たって	P4　（ＳＤＧｓ）とP5　社会的背景、国の動きの間に、世界的に日本社会がどのような位置にあるかを記載する必要があると考える。 具体的には、国連女性差別撤廃委員会（ＣＥＤＡＷ）から日本政府に出された勧告の内容を紹介し、それにより、政府の取組みを国際水準に底上げできるよう促すようにする。 勧告は４度目となる選択的夫婦別姓の導入に向けた法改正や、女性差別撤廃条約選択議定書の批准、男女賃金格差解消に向けた具体策、沖縄米兵による性暴力の適切な処罰や被害救済、中絶の配偶者同意要件削除など前回より踏み込んで具体的手だてを求めている。 P7の表にも、国連からの勧告など、世界的な潮流と日本政府の対応を記載し、日本社会の世界的な遅れが分かるようにして欲しい。	本プランは、政府の取組の底上げを促す性格のものではなく、本市において効果的な施策を展開していくための総合的な指針として策定するものです。 なお、御意見にある世界的な潮流と日本政府の対応については、必要に応じて記載します。
3	第２章　尾張旭市の男女共同参画を取り巻く現状と課題	P17　(6)（審議会委員の）女性の参画状況が、尾張旭市は県や全国平均から高い結果を受けて、その背景をどのように考えるかは、分析と議論が必要なことだと思われる。つまり、尾張旭市の女性が比較的、審議会などが開かれる時間に、休みが取りやすい、非正規雇用や無職といった背景があるのではないか？そのように仮定すると、審議会への女性の参画比率が高いことを持って、意志決定の場に女性が余所より多く参加していると、喜んでいられるような話ではないのではないか？	正規雇用、非正規雇用（派遣・パート・アルバイト、その他）、非労働に分類した場合の、女性の「正規雇用」の割合は、本市の場合、県全体、国全体と比較し、１～２ポイント程度低いものの、大きな差異は見られません。よって、尾張旭市の女性について、御意見の中で仮定されたような背景はないものと考えます。 審議会委員を委嘱する際には、議論に必要な人材に委嘱し、その比率が男女に偏ることのないようにしているため、高い結果となっていると考えます。
4		P17　図表１７の分析は、市職員状況と、県全体の女性、全国の女性、と比較しているものだが、そもそも比較対象として疑問が残る。 公務員の場合は、女性の登用率が高くなっている。という意味ではないのか？ 他の市町村と比較すると、どのようなことが言えるのか？ 行政機関の方が民間よりも女性の登用に努力している。ということを言いたいのか？保育や保健師、民生部門など、一般に女性の比率が高くなる職場を抱える行政機関のほうが、女性の登用率が高くなるのは、当たり前なのではないか？	図表１７は、各自治体における課長級以上の管理職に占める女性職員の登用状況を比較したものであり、行政機関と民間とを比較したものではありません。
5		P18　市議会議員の女性の割合が掲載されているが、選挙制度としては尾張旭市の市議会は大選挙区制の定数20。政治参加について問題にするのであれば、県議会の状況を問題にする必要がある。 尾張旭市の県議は、定数1で、女性が議員になったことはなく、愛知県全体で見ても、選挙区を細かくすることで、女性が議員になりづらい状態になっているのではないか？ 国内の大都市圏で、都道府県議の区割りや定数がどのようになっているか、比較をしてみると良いと思う。 愛知県の女性議員の少なさは、県の財政力に比して、教育や福祉予算確保の弱さにつながっていることはないのか？ P39の基本目標に、県議会の女性議員の少なさを告発する内容を盛り込んで欲しい。 P59の「２　あらゆる場面における女性の活躍」に尾張旭市の県議会の定数を、少なくとも２議席にし、女性議員を誕生させるよう、県議会に促す。と、記載する。	本プランは、本市の計画であるため、県議会における女性議員の少なさを告発する内容や選挙区の定数などの見直しを県議会に促すことなどについては、記載しません。
6	第３章　計画の基本的な考え方	P40　ページの最後に、「様々な困難を抱える人への支援」とあるが、その例示が、ひとり親支援、在留外国人など、というだけでは視野が狭いのではないか？ 日本は、家族のケアを、女性が担わされる傾向が強いが、高齢者や障がい者などへのサービスが貧弱な状態では、いつまでたっても女性は解放されることが無いと思う。ケア労働の社会化を大規模に進める必要がある。 このことから、P57の様々な困難を抱える人への支援については、障がい者支援、高齢者支援の充実、ケアラーへの支援の充実を記載すること。	御意見を踏まえ、障がい者、高齢者及びケアラーへの支援の充実について記載します。
7	第４章　施策の展開	P44　学校教育やP45　社会教育で包括的性教育の推進を記載するべきだと思う。	特定のページに包括的性教育の推進に関する記載はしませんが、本プランに基づく幅広い取組は、包括的性教育の推進に資するものとなっていると考えます。
8		P48で、女性の管理職への登用推進を記載しているが、女性だから登用する。という話ではダメだと思う。男性も女性も能力を比較したときに、正当な評価を得て登用されることを目指すには、子育てや家族のケアを分担しても、仕事をこなせるよう、労働時間の短縮を背景にしていかなければ難しいのではないか？ 長時間残業に耐えられる環境にある人しか昇進できない社会を続けているようではダメで、働き方そのものを問い直す必要がある。	御意見のとおり、女性であるという理由のみで管理職に登用するものではないと考えます。本プラン中の当該箇所以外の取組において、女性の職業能力開発や多様な働き方の整備等にも取り組むこととしており、複合的な取組をもって、女性の意思決定の場への参画拡大を図ることとしています。
9		P54にＰＴＡ役員の性別について啓発とあるが、そもそも、女性の社会進出が進むなかで、従来のＰＴＡ活動が成立するのか？ いつまでも、これまでのＰＴＡが存在できると考える方が間違っていると思う。	御意見のとおり、ＰＴＡ活動も変化していくものと考えます。活動内容が変化したとしても、その活動への、性別にとらわれることのない参加の啓発に努めます。